

無人航空機の飛行に係る航空法の規制と県営都市公園の規制の対比

航空法上の取扱い	県営都市公園における取扱い
制度の概要	
飛行の方法(次のルール外の飛行は国土交通大臣の承認が必要)	
・日中(日出から日没まで)に飛行させること	国の承認があるときに限り、認める。
・機材と周囲の状況を目視により常時監視	国の承認があるときに限り、認める。
・第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件との間に距離(30m)を保持して飛行すること	国の承認があるときに限り、認める。
・祭礼、緑日、展示会その他多数のものの集合する催しが行われている場所の上空以外を飛行	国の承認及び催しの主催者の了解があるときに限り、認める。
・爆発物など危険物を輸送しないこと	国の承認があっても禁止。
・無人航空機から物を投下しないこと	国の承認があっても禁止。
飛行に国土交通大臣の許可を要する区域	
・空港の制限表面の上空	公園管理者としての規制はしない。(国の許可があれば飛行可)
・150m以上の上空	公園管理者としての規制はしない。(国の許可があれば飛行可)
・人口集中地区	国の許可の要否に係らず、公園管理者への申請、許可が必要。 人口集中地区(国の許可が必要) 東・西・大塚・名島・天神・春日の全域、中央 の野球場・体育館以南 人口集中地区外(国の許可不要) 中央の池部分等、筑豊、筑後

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領(H27.11.17航空局長制定)

(申請者に係る規制なし)	申請者は法人であること。
(飛行の目的による規制なし)	次の目的に飛行に限り許可し、趣味や宅記目的の飛行は許可しない。 業としての写真・映像撮影、報道取材、測量、環境調査、自然観測、警備、インフラ保守・点検、事故・災害対応 を目的としたものに限り許可する。
4 許可等に係る基本的な基準	
4-1 無人航空機の機能及び性能	マルチコプター以外は認めない。
4-1-1 全ての無人航空機	国の許可・承認がない場合は、航空局HPIに許可・承認内容として掲載された機種のみ認める。 改造している場合、国の許可・承認がなければ許可しない。
・鋭利な突起物がない	
・位置・向きが視認できる灯火又は表示等	
・操縦者が燃料・バッテリーの状態を確認できる	
・遠隔操作の場合の追加基準(省略)	
・自動操縦の場合の追加基準(省略)	
4-1-2 最大離陸重量25kg以上の無人航空機	※25kg以上の機材の飛行は許可しないので、この水準は求めない。
・堅牢性、耐久性、通信関係、モーター等の要件、飛行録音の記録機能、フェールセーフ機能	
4-2 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力	国の許可・承認がない場合、国の様式により確認する。
・飛行経歴10時間以上	
・関係法令、安全飛行に関する知識	
飛行ルール、気象、航空機の安全機能、点検項目、自動システムの構造等	
・能力	
周囲の安全確認、バッテリーの残量確認、通信系統の動作確認、遠隔操作の場合GPS機能を使わずに安定した操縦ができる、自動操縦の場合飛行経路設定・不具合時に安全に着陸できる	
4-3 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制	
4-3-1 次の事項を遵守しながら無人航空機を飛行させることができる体制を構築すること	
(1)原則として第三者の上空飛行は禁止	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても飛行経路を確認する
(2)飛行前に気象、機体状況及び飛行経路の安全確認	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても確認する。
(3)突風が発生するなど不測の事態発生時は即時に飛行中止すること	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても確認する。
(4)航空機に接近しない	※航空機が飛行する高度の飛行は規制しないので公園管理者としては問わない。
(5)飲酒等により正常な操縦が出来ないおそれがある間は飛行させない	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても確認する。
(6)やむを得ない場合を除き、危険を生じる恐れのある区域の上空での飛行を行わない	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても確認する。
(7)迷惑行為(無用の低空飛行、高調音を発する飛行、急降下等)を行わない	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても確認する。
(8)物件の吊り下げ・曳航は行わない。やむを得ず行う場合は必要な安全措置を講ずる	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても確認する。
(9)定期的な機体の点検・整備、整備記録の作成	※公園の安全確保との関係性が低いので、公園管理者としては問わない。
(10)飛行記録の作成	※公園の安全確保との関係性が低いので、公園管理者としては問わない。
(11)事故発生時に国に報告	公園管理者への報告も義務付ける
(12)人の死傷、物件の損傷、機体紛失、航空機との接触・接近事象の非常時の対応及び連絡体制	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても確認する。 第三者賠償責任保険への加入、公園の施設を損傷した場合の原状回復・損害賠償、墜落した機材の回収も要件とする。
(13)飛行の際、許可書や承認書の原本又は写しを携帯	公園管理者からの許可書の携帯を義務付ける
4-3-2 飛行マニュアルの作成(省略)	※公園の安全確保との関係性が低いので、公園管理者としては問わない。
5 飛行形態に応じた追加基準	
5-1 制限表面の上空又は150m以上の高さの飛行に係る追加基準(省略)	※制限表面上空及び150m以上の高さの飛行は規制しないので、この水準は求めない。
5-2 人口集中地区の上空の飛行に係る追加基準	
(1)第三者の上空を飛行しない場合	
a)機体が物件に接触した場合の危害軽減策(プロペラガード等)	国許可済であればOK
b)操縦者は意図した経路を維持しながら飛行できること	国許可済であればOK
c)第三者の上空を飛行させないための体制	
・適切な経路を事前に特定	国の許可の有無に関わらず、公園管理者としても飛行経路を確認する
・飛行経路全体を見渡せる位置に飛行状況・気象状況を常に監視できる補助者を配置	国の許可の有無に関わらず、公園管理者としても補助者の配置計画を確認する
・飛行経路の直下周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う補助者を配置	国の許可の有無に関わらず、公園管理者としても補助者の配置計画を確認する
(2)第三者の上空を飛行する場合(最大離陸重量25kg未満)	
a)機体の基準	
ア)飛行の継続が困難となった場合に直ちに落下することのない安全機能 (例)バッテリーの並列化等、GPSが機能しなくなっても直ちに落下しない機能、不測の事態発生時のためのパラシュート等	※来園者の上空の飛行は許可しないので、この水準は求めない。 (催しの上空の飛行であって第三者の上空を飛行する場合には、5-6の基準(5-2と同じ内容)の取扱いを参照)
イ)飛行区域を限定させる機能	
ウ)第三者に接触した場合の危害軽減策(プロペラガード等)	
b)操縦者の能力	
意図した経路を維持して飛行できる、不測の事態の際に安全に着陸できる、過去90日間に1時間以上の飛行経験	
c)安全を確保するために必要な体制	
現場の事前確認、気象状況の変化を監視できる補助者の配置、第三者に上空の飛行の注意喚起をする補助者の配置、不測の事態発生時に第三者の避難誘導をする補助者の配置	
(3)第三者の上空を25kg以上の機材を飛行させる場合	※25kg以上の機材の飛行は許可しないので、この水準は求めない。
a)航空機に相当する耐空性能	
b)操縦者の能力((2)b)と同じ	
c)安全を確保するために必要な体制((2)c)と同じ	
5-3 夜間飛行に係る追加基準	夜間飛行について国承認済であれば許可する。
5-4 目視外飛行に係る追加基準	目視外飛行について国承認済であれば許可する。
5-5 地上又は水上の人又は物件との間に30mの距離を保持しない飛行に係る追加基準	30m以内の飛行について国承認済であれば許可する。
5-6 多数の者が集合する催し場所の上空の飛行に係る追加基準	催し場所の上空の飛行について国承認済かつ主催者同意済であれば許可する。(25kg以上の機材は不可)
5-7 危険物の輸送に係る追加基準	※公園の安全確保のため、許可しないので、この水準は求めない。
5-8 物件投下に係る追加基準	※公園の安全確保のため、許可しないので、この水準は求めない。